

5川健予第1515号

令和6年2月27日

定期予防接種協力医療機関 様

川崎市健康福祉局保健医療政策部予防接種担当課長

石川県能登地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱に係る質問に対する回答について（依頼）

時下、清祥の段、お喜び申し上げます。

日頃から、本市の予防接種事業について御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年1月17日付5川健予第1335号にて、石川県能登地方を震源とする地震に伴う定期予防接種の取扱についてお示しましたが、一部医療機関から関連する質問を受けましたので、下記のとおりその回答をお示します。

御確認の程よろしく申し上げます。

質問	回答
被災者が母子健康手帳を持参しなかった場合、どのように接種すればよいのか。石川県被災地域での予防接種台帳を確認することは困難である。希望者の申し出通りに接種してよいのか。	被災者が母子健康手帳を持参しなかった場合、申し出に基づいて接種を行っていただきます。具体的には、予診票における過去の接種履歴に係る項目を本人に記載してもらい、医療機関においてその記載内容を確認していただきます。
被災者が母子健康手帳を持参せず、申し出に基づいて接種を行った場合に、例えば事後に本人から申告があつて、実施した接種が規定回数を超えた接種だということが分かった場合、どのような取扱になるのか。	この場合に、お支払いした委託料をお返しいただく必要はありません。 ただし、規定外の接種には該当するため、基本的に本市から国へ報告する必要があるため、その際の状況報告等は提出していただく必要がありますので、予め御承知おきください。

（健康福祉局保健医療政策部予防接種担当 田村）

電 話 044-200-2440

F A X 044-200-1065